社会福祉法人山梨市社会福祉協議会物品等貸出要綱

(目的)

第１条　この要綱は、社会福祉法人山梨市社会福祉協議会(以下「本会」とい

う。)が所有する物品等の貸出しについて必要な事項を定め、もってボランティア及び地域福祉活動を行う山梨市内の団体及び個人を支援することを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　貸出しの対象者は、本会の活動に賛同している普通会員又は賛助会員で、次の各号のいずれかに該当するもの及び教育機関、山梨市役所関係機関とする。

（１）　山梨市内でボランティア活動及び地域福祉活動を行う個人・団体

（２）　その他会長が認めた個人・団体とする。

２　前項各号に規定する個人・団体であっても、本会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、物品等を貸出さないものとする。

1. 物品等を宗教活動若しくは政治活動又は営利活動等に利用する恐れがある個人・団体
2. 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人・団体
3. その他会長が貸出しに不適当と認めた個人・団体

（貸出物品等）

第３条　貸出し物品等は、別表に定めるもののほか、会長が認めたものとする。

なお、会議室及び作業室については、山梨市ボランティア連絡会加入団体及び、

個人とする。

（利用申請）

第４条　物品等の利用を希望する者は、物品等借用申請書（様式第１号）により会長に提出しなければならない。

（貸出期間）

第５条　物品等の貸出期間は、１週間以内とする。ただし、本所会議室及び作業

　室にあっては、平日の午前９時～午後５時までの半日単位とする。

（利用料）

第６条　物品の利用料は無料とする。ただし、作業室内の印刷機を使用する場合

は、印刷用紙を持参するものとする。

（利用者の遵守事項）

第７条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 物品等の使用及び管理にあたり、善良な管理者の注意を払わなければならない。
2. 物品等を紛失・破損・汚損した場合は、当該利用者がその損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第８条　貸し出された物品等により、利用者が被った損害又は利用者が第三者に与えた損害に対して、本会は一切の責任を負わない。

（貸出しの禁止）

第９条　会長は、利用者が物品等の適切な管理を怠ったとき又は虚偽の申請内容が発覚したときは、利用を中止させ、当分の間貸し出しを禁止することができる。

（その他）

第１０条　車いすは、介護保険制度（福祉用具貸与）又は市貸与サービスを優先すること。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

貸出し物品等

（1）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | レクリエーション用品 | 数量 | 　　　　備　　考 |
| 1 | 早押しピンポンブー | 1 | 　 |
| 2 | ボール・ボードゲーム | 1 | 　 |
| 3 | ペタンク（室内用） | 6 | 　 |
| 4 | 竹ふみ | 50 | 　 |
| 5 | ゴムチューブ | 42 | 　 |
| 6 | 輪投げ | 4 | 　 |
| 7 | イガグリボール | 40 | 　 |
| 8 | ゴムボール | 20 | 　 |
| 9 | ストレスリリーサー | 70 | 握って、ひらいて、ストレス緩和効果が得られる |
| 10 | ナインポケットターゲット | 1 | 　 |
| 11 | お手玉 | 100 | 　 |
| 12 | けん玉 | 30 | 　 |
| 13 | スキヤキじゃんけん | 5 | 　 |
| 14 | 教材提示装置 | 1 | 　 |
| 15 | 絵手紙用文具 | ‐　 | 筆・鉛筆・ペン・筆洗い |
| 16 | 全国ご当地マップ | 3 | 　 |
| 17 | 四字熟語合わせ | 4 | 　 |
| 18 | 続四字熟語合わせ　 | 4 | 　 |
| 19 | 思い出カルタ | 3 | 　 |
| 20 | 思い出カルタ② | 3 | 　 |
| 21 | オーシャンドラム | 1 | 　 |
| 22 | パーカッションセット | 1 | 　 |
| 23 | 楽器類 | ‐ | 鈴・カスタネット・タンバリン・ハンドベル他　　 |
| 24 | 綾小路きみまろＣＤ・ＤＶＤ | ５･２ | 　 |
| 25 | カラオケセット | 1 | 　 |
| 26 | ＣＤラジカセ | 1 | 　 |
| 27 | キーボード | 1 | 　 |
| 28 | ベルハーモニー・ベルハーモニー卓上式 | 各5 | 　 |
| 29 | 将棋盤 | 7 | 　 |
|  | レクリエーション用品 | 数量 | 備　　　考 |
| 30 | しりとりブロックくずし | 5 | 　 |
| 31 | 唱歌カルタ・影絵カルタ | 各７ | 　 |
| 32 | 甲州弁カルタ | 10 | 　 |
| 33 | あいうえおカード | 5 | 　 |
| 34 | カードゲーム | ‐ | 動物絵合わせ(17)･ととあわせ(18） |
| 35 | 十二支ビンゴ | 1 | 　 |
| 36 | ニーギニギ音頭 | 2 | 　 |
| 37 | バルーン用空気入れ | 8 | 　 |
| 38 | ビデオテープ・ＣＤ・ＤＶＤ | ‐ | 体操・音楽他 |
| 39 | 書籍 | ‐ | レクリエーション関係 |
| 40 | にぎにぎボール | 28 | 握力増強、筋力増強の効果が期待できる、手で握るボール |
| 41 | 紙芝居 | 33 |  |
| 42 | 健康ゲーム | ‐ | ※別紙要綱参照 |

（2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | イベント用品 | 数量 | 備　　考 |
| 1 | 赤十字炊出し用釜 | 4 |  |
| 2 | ひしゃく | ３ |  |
| 3 | 網 | ７ |  |
| 4 | ゲートボール用具 | - | コート　4　スティック　9セット |
| 5 | グランドゴルフ用具 | - | コート　2　グラブ　16セット |
| 6 | テント | 6 | （内簡易テント4） |
| 7 | ラダーゲッター | 1 |  |
| 8 | ボッチャ | 1 | パラスポーツ |
| 9 | モルック | 5 | フィンランド発祥のスポーツ |
| 10 | ソフトバレーボール | 19 |  |
| 11 | バスケットゴール | 5 |  |
| 12 | ペタンク | - | 外用　13　室内用5 |
| 13 | 陶芸用品 | - | ろくろ、ヘラ、延べ棒他 |
|  |  |  |  |
| (3) |  |  |  |
|  | 介護予防用品 | 数量 | 備　　考 |
| 1 | 血圧計 | 1 | 　 |
|  | 介護用品 | 数量 | 備　　考 |
| 2 | みんなでやるじゃんフレイル予防DVD | 1 | フレイル予防の体操 |

（4）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 福祉教育用品 | 数量 | 備　　考 |
| 1 | 車いす | 15 |  |
| 2 | 老人疑似体験器具 | 10 |  |
| 3 | アイマスク | 118 |  |
| 4 | 点字練習機 | 41 |  |
| 5 | 白杖 | 36 |  |
| 6 | 視覚障害体験グラス | 7 |  |
| 7 | イヤーマフ | 10 |  |

（5）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 本所会議室等 | 数量 | 備　　考 |
| 1 | 第一会議室 | 1 | 定員18名 |
| 2 | 第二会議室 | 1 | 定員18名 |
| 3 | 作業室 | 1 | 印刷機、丁合機、紙折り機 |
| 4 | プロジェクター | 1 |  |
| 5 | スクリーン | 1 |  |

様式第１号（第４条関係）

山梨市社会福祉協議会物品等借用申請書

申請日　令和　　年　　月　　日

山梨市社会福祉協議会長　様

　　　物品等を使用したいので、次のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 団 体 名 |  | 会員区分 |
| 代表者住所 |  | □普通会員□賛助会員□教育機関□行政機関□その他 |
| 役職・氏名 |  |
| T E L |  |
| 担当者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| T E L |  |
| 使用目的 |  |
| 貸出日時 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分から | 予定人員　　 | 　　　　　　人 |
| 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| 使用物品等 | □赤十字炊出し用釜（　　セット） | □車いす（　　　台） |
| □グランドゴルフ（　　セット） | □白杖（　　　本） |
| □ペタンク（　　セット） | □プロジェクター |
| □ボッチャ（　　セット） | □スクリーン |
| □ラダーゲッター（　　セット） | □会議室（第一・第二） |
| □輪投げ（　　セット） | □作業室（印刷機・丁合機・紙折機） |
| □CD・DVD（　　 　　　　　　 ） | □ |
| □甲州・思い出カルタ（　　セット） | □ |
| □ハンドベル（　　セット） | □ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用許可欄

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局使用欄 | 上記のとおり申請があったので使用を許可してよろしいか。 |
| 事務局長 | リーダー | 担当者 | 受付者 |
|  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

上記申請のとおり、使用を許可します。

山梨市社会福祉協議会長

裏面をご覧ください

利用条件

利用に際し、以下の件にご注意ください。

1. 利用者の責に帰すべき事由により、物品等を紛失・破損・汚損した場合は、速やかに当会に報告するとともに、原状回復及び弁償することとし、その費用は利用者負担とします。
2. 貸出された物品等により、利用者が被った損害又は、利用者が第三者に与えた損害に対して、本会は一切責任を負いません。
3. 利用者が、物品等の適切な管理を怠ったとき又は、虚偽の申請内容が発覚した時は、利用を中止し、当分の間貸し出しを禁止します。
4. 貸出された物品等を営利目的に利用しないでください。